

船橋市建設工事等一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市が発注する建設工事及び設計等コンサルタント（建設工事に係る実施設計業務委託、工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託をいう。）（以下これらを「建設工事等」という。）において実施する地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札について、電子計算機及び電気通信回線等、電子的方式の使用による入札（以下「電子入札」という。）を行う場合において、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 電子入札を用いて行う一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）は、入札参加希望者がちば電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による入札公告に基づき入札金額を提出し、入札（開札）後に最低価格入札者から順次、入札参加資格要件等の審査を行い、落札者を決定する入札方式をいう。

(対象)

第3条 対象は、船橋市が発注する建設工事等とする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札の対象としないことができる。

- (1) 工期又は履行期限等が逼迫している場合
- (2) 施工方法あるいは履行方法が特殊な場合
- (3) 登録業者数の少ない業種の場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

(入札参加者に必要な資格)

第4条 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないものとする。

- (1) 当該建設工事等の公告日（以下「公告日」という。）において、船橋市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載されていない者
 - (2) 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を、公告日から落札者が決定するまでの間、受けている者
 - (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者、又は当該建設工事等の入札日前6か月以内に不渡りの手形、小切手を出した者
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- 2 前項に掲げるもののほか、建設工事等において、その種類又は性質により、入札に参加する者の資格要件等を定めたときは、当該資格を有する者でなければ参加できないも

のとする。

(入札参加資格要件等の決定)

第5条 市長は、前条第2項の規定により、入札に参加する者の資格要件等を定めるときは、建設工事等の施工内容又は業務内容を考慮し、契約を主管する課長及び工事担当課長とで協議のうえ作成した案を参考に入札参加資格要件等を決定する。なお、一般競争入札（総合評価型）で入札を行う工事の資格要件等については、建設技術の総括を主管する課長も案を作成する協議に加わるものとする。

(入札参加申請手続)

第6条 入札に参加するための入札参加申請手続きは、要しないものとする。

(公告)

第7条 市長は、一般競争入札を執行するときは、電子調達システムにより公告するものとする。

2 公告期間は、公告日を含めて原則として最大15日間（閉庁日を除く。）とするものとする。

(設計図書等の公表)

第8条 設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子調達システムにより公表する。

2 入札参加希望者は、必ず設計図書等を電子調達システムからダウンロードしたうえで、入札に参加しなければならない。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第9条 設計図書等の内容に質問がある者は、当該公告で示した方法により、質問締切日までに契約を主管する課長に対して質問書を提出するものとする。この場合、契約を主管する課長は、当該公告で示した方法により回答するものとする。

(入札書の提出)

第10条 入札参加希望者は、当該公告で示した入札期間内に、入札書に必要事項を入力のうち電子調達システムにより提出するものとし、紙による入札書の提出は原則として受け付けないものとする。ただし、天災等の事由により電子調達システムが使用できない場合や、契約を主管する課長が紙による入札書の提出を認めた場合はこの限りではない。

2 紙により入札書を提出する場合には、一般競争入札書（別紙様式2）を使用するものとし、入札期間の末日の正午までに、一般競争入札紙入札承諾願（別紙様式3）と共に持参し提出するものとする。

3 入札書の提出は1回とし、提出した入札書の差替えは認めない。

4 入札書の到着確認の問い合わせには、一切応じない。

5 入札金額については、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

(入札金額内訳書の提出)

第11条 建設工事又は設計金額が1億円以上の設計等コンサルタントに係る入札書の提

出にあたっては、入札書の内訳書欄に入札金額に対応した入札金額内訳書を電子ファイルで添付するものとする。

- 2 添付する入札金額内訳書のファイル容量が合計3MBを超える場合及び添付することが困難な場合にあっては、提出書類一覧表（別紙様式4）を入札書の内訳書欄に電子ファイルで添付し、入札期間の末日の正午までに、入札金額内訳書を電子ファイルで添付した提出書類一覧表を印刷したものと共に持参し提出するものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、入札金額内訳書の提出について、別途指定がある場合はその方法によるものとする。

（入札辞退）

第12条 入札書の提出後、都合により入札を辞退する場合は、開札日の前日（閉庁日を除く。）の午後3時までに入札辞退届（別紙様式5）を直接持参し提出するものとする。

（開札の立会い）

第13条 入札参加者は、開札の執行にあたり立ち会うことができる。ただし、予定価格を事前公表していない入札の場合その他の公正な入札執行が阻害されるおそれのある場合においては、この限りでない。

（入札の執行）

第14条 入札回数は原則として1回とするものとする。

- 2 契約を主管する課長は、開札後、次条に定める落札候補者を決定すると共に、後日落札者決定する旨を宣言（落札保留）し、入札を終了するものとする。

（落札候補者の決定）

第15条 落札候補者の決定は、最低制限価格を設けている場合は、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とする。また、低入札価格調査制度における調査基準価格を設けている場合は、予定価格と失格判断基準価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とするが、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査実施要領に基づき調査を行う。

- 2 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上いるときは、直ちに電子調達システムにより電子くじを実施し、落札候補者を決定する。
- 3 落札候補者となるべき者がいないときは入札を不調とする。

（入札保証金）

第16条 入札保証金は原則免除する。ただし、落札者となった場合において正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

（入札参加資格確認審査書類等の提出）

第17条 契約を主管する課長は、開札後、落札候補者に対し速やかに連絡し、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）及び当該公告に示す入札参加資格確認審査書類等（以下「確認書類等」という。）の提出を求めるものとする。ただし、落札候補者が、当該入札の入札参加資格要件等を満たしていない場合は、次順位者を落札候補者とし、

確認書類等の提出を求めるものとする。また、落札候補者から提出された確認書類等は返却しない。

- 2 落札候補者は、契約を主管する課長から確認書類等の提出を求められた日から起算して原則2日（閉庁日を除く。）以内に持参すること。

（入札参加資格要件等の審査）

第18条 契約を主管する課長は、落札候補者から提出された確認書類等の審査をし、入札参加資格要件等を満たしている者が確認できるまで審査をする。

- 2 入札参加資格要件等の審査は、開札日から起算して原則3日（閉庁日を除く。）以内に行う。

（落札者の決定）

第19条 契約を主管する課長は、落札候補者が入札参加資格要件等を満たしていると判断した場合は、落札者として決定し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。落札者が決定したときは、既に確認書類等を審査した者を除き、他の入札参加者の確認書類等は審査をしない。

- 2 同日に開札した同一業種の落札者決定は、開札執行順とする。

（入札参加資格要件等を満たさない者に対する理由の説明）

第20条 入札参加資格要件等を満たしていないと判断された者で、当該判断に不服がある者は、連絡を受けた日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に契約を主管する課長に対して、入札参加資格要件等を満たさないと判断した理由について、書面を持参することにより説明を求めることができる。

- 2 契約を主管する課長は、前項の説明を求められたときは、受理した日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に書面をもって回答するものとする。

（共同企業体に発注する場合の取扱い）

第21条 共同企業体に発注する場合は、船橋市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき行い、入札参加資格要件等は、共同企業体及び構成員それぞれについて定めるものとする。

- 2 入札における手続き等は、結成した共同企業体で行うものとする。

（入札の無効）

第22条 電子入札約款第8条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札参加資格要件等を満たしていない入札書
- (2) 入札期間外に提出された入札書
- (3) くじ番号の記入の無い入札書
- (4) 入札金額内訳書の提出がないもの又は合計額と入札金額が一致しない入札書
- (5) 入札公告の指示に応じない落札候補者が入札した入札書
- (6) 共同企業体に発注した場合において、共同企業体として入札参加をしない（特定建設工事共同企業体協定書を締結しない）入札及び特定建設工事共同企業体協定書の提

出がない入札書

(入札結果等の公表)

第23条 入札結果の公表は、船橋市電子調達システム運用基準（建設工事等）、船橋市入札・契約事務運用マニュアル及び建設工事等の公表に関する事務取扱要領に基づき公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯・結果の問い合わせには、一切応じない。

(承諾等)

第24条 入札参加者は、入札に際し、契約締結に関する法令及び船橋市契約規則を守り、電子入札約款を承諾のうえ入札するものとする。また、以下の事項を誓約したものとする。

- (1) 連合等により入札の公正を害するような不正行為をしていないこと
- (2) 連合等の疑いが生じたときは、船橋市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないこと

(その他)

第25条 入札参加希望者は、本要領、電子入札約款及び船橋市電子調達システム運用基準（建設工事等）並びに契約書案等を確認し、入札参加すること。

2 落札者として決定後、当該建設工事等の契約締結までの間、一般競争入札におけるいずれかの要件を満たさなくなった場合等は、当該建設工事等の契約を締結しないことがある。

3 虚偽の確認書類等により申請した場合や入札における不誠実な行為をした場合等は、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき指名停止措置を行う場合がある。

4 建設工事において、確認書類等に明記されている配置予定技術者については、原則として当該工事の契約工期の始期から工事完成通知書の提出日まで変更することはできない。

(補則)

第26条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、第10条第1項の規定にかかわらず原則紙による入札を認める。紙による入札をする場合の手続きについては同条第2項による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要領は、平成２６年１０月１日から施行する。
- ２ この要領は、平成２６年１０月１日以降に公告をする入札に適用し、同日前に公告をした入札については、なお従前による。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年９月１５日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

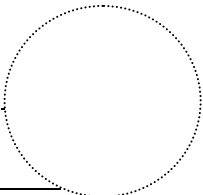
この要領は、令和２年８月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１７日から施行する。

船橋市長 あて

住 所
商号又は名称
代表者職氏名



使 用 印

一般競争入札参加資格確認申請書（工事）

年 月 日付けで開札が執行された、一般競争入札の落札候補者となったので、参加資格について確認されたく、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

工事記号・工事名・工事場所

工事記号	
工事名	
工事場所	

配置予定現場代理人

氏名	
住所	
生年月日	

配置予定技術者

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

施工実績（当該工事の公告文で指定したもの）

工事名	発注者	請負金額 （千円）	工事期間	工事箇所 （又は工法）

留意事項

- 1 提出された申請書類のみでは資格を判断できないときは、記載責任者に連絡してヒヤリングを行う場合がある。
- 2 当該工事の公告において指定した、参加資格条件の欄のみを記入すること。
- 3 当該工事の公告において指定した、必要な添付書類のみを添付すること。

記載責任者

責任者・連絡者氏名	
電話番号	

年 月 日

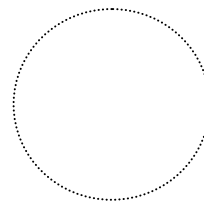
船橋市長 あて

特定建設工事共同企業体名 _____

住 所

構成員 商号又は名称

(代表者) 代表者職氏名 _____



使 用 印

一般競争入札参加資格確認申請書（工事・JV）

年 月 日付けで開札が執行された、一般競争入札の落札候補者となったので、参加資格について確認されたく、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

工事記号・工事名・工事場所

工事記号	
工事名	
工事場所	

代表者の配置予定現場代理人

氏名	
住所	
生年月日	

代表者の配置予定技術者

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

代表者以外の構成員 1 の配置予定技術者

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

代表者以外の構成員 2 の配置予定技術者（2JVの場合は記載しない）

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

代表者の施工実績（当該工事の公告文で指定したもの）

工事名	発注者	請負金額 (千円)	工事期間	工事箇所 (又は工法)

代表者以外の構成員 1 の施工実績（当該工事の公告文で指定したもの）

工事名	発注者	請負金額 (千円)	工事期間	工事箇所 (又は工法)

代表者以外の構成員 2 の施工実績（当該工事の公告文で指定したもの）（2JVの場合は記載しない）

工事名	発注者	請負金額 (千円)	工事期間	工事箇所 (又は工法)

留意事項

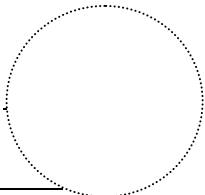
- 1 提出された申請書類のみでは資格を判断できないときは、記載責任者に連絡してヒヤリングを行う場合がある。
- 2 当該工事の公告において指定した、参加資格条件の欄のみを記入すること。
- 3 当該工事の公告において指定した、必要な添付書類のみを添付すること。
- 4 専任で配置する予定の技術者は、できる限り千葉県内又は隣接都県に居住している者とするこ
と。

記載責任者（代表構成員）

責任者・連絡者氏名	
電話番号	

船橋市長 あて

住 所
商号又は名称
代表者職氏名



使 用 印

一般競争入札参加資格確認申請書（委託）

年 月 日付けで開札が執行された、一般競争入札の落札候補者となったので、参加資格について確認されたく、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

工事記号・委託名・委託場所

工事記号	
委託名	
委託場所	

配置予定技術者（管理技術者）

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

配置予定技術者（照査技術者）

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

管理技術者の実績（当該委託の公告文で指定したもの）

委託名	発注者	請負金額 (千円)	委託期間	委託箇所

事業者の実績（当該委託の公告文で指定したもの）

委託名	発注者	請負金額 (千円)	委託期間	委託箇所

留意事項

- 1 この一般競争入札参加資格確認申請書（委託用）は、共通して使用するため、上記の（２）以下は、当該入札公告において指示した必要な項目を記入して、それぞれ書類を添付したうえで、持参すること。
- 2 提出された申請書類のみでは資格を判断できないときは、記載責任者に連絡してヒヤリングを行う場合がある。

記載責任者

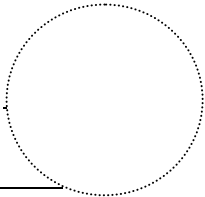
責任者・連絡者氏名	
電話番号	

別紙様式 2

年 月 日

船橋市長 あて

住 所.....
商号又は名称
代表者職氏名.....



使 用 印

一般競争入札書

工事記号	
工事（委託）名	
工事（委託）場所	

入 札 金 額		十億			百万			千			円
------------	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

くじ番号			
------	--	--	--

※くじ番号は、任意の3桁を記入してください。

【記入に際しての注意事項】

- ① 記載事項を未記入又は誤記入した入札書は無効となります。
- ② 落札した場合の契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額となります。
- ③ 印鑑は、入札参加資格申請時に、使用印鑑の届出をした印鑑を押印して下さい。

記載責任者

責任者・連絡者氏名	
電話番号	

別紙様式 2

年 月 日

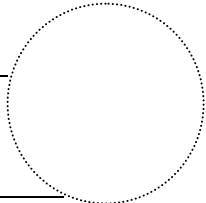
船橋市長 あて

特定建設工事共同企業体名

住 所

構成員 商号又は名称

(代表者) 代表者職氏名



使 用 印

一般競争入札書 (J V)

工事記号	
工事名	
工事場所	

入 札 金 額		十億			百万			千			円
------------	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

くじ番号			
------	--	--	--

※くじ番号は、任意の 3 桁を記入してください。

【記入に際しての注意事項】

- ① 記載事項を未記入又は誤記入した入札書は無効となります。
- ② 落札した場合の契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額となります。
- ③ 印鑑は、入札参加資格申請時に、使用印鑑の届出をした印鑑を押印して下さい。

記載責任者 (代表構成員)

責任者・連絡者氏名	
電話番号	

別紙様式 3

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

一般競争入札紙入札承諾願

一般競争入札で執行される下記工事（委託）について、紙による入札を承諾願います。
また、紙による入札において、入札事務の手続きは市のとる措置に従い、一切の異議を
申立てないことを誓約します。

記

1. 工 事 記 号

2. 工 事（委託）名

3. 工 事（委託）場所

4. 電子入札で参加できない理由

※ この承諾願は、入札期間の末日の正午までに直接持参してください。

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
印

提 出 書 類 一 覧 表

入札参加に必要な下記の書類について別途提出します。

記

1. 工 事 記 号

2. 工 事（委託）名

3. 工事（委託）場所

4. 提 出 書 類

(1)	_____	全	ページ
(2)	_____	全	ページ
(3)	_____	全	ページ
(4)	_____	全	ページ

※ この提出書類一覧表は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信し、提出書類は、別途提出してください。

入 札 辞 退 届

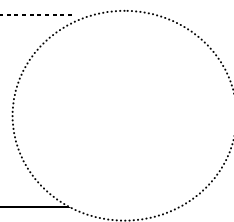
年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



使 用 印

入札（開札）日時

年 月 日 時 分

工 事 記 号

工 事（委 託）名

上記の競争入札について、下記の理由により入札参加を辞退します。

（理由）

※ この届は、開札日の前日（閉庁日を除く。）午後 3 時までに直接持参してください。

船橋市一般競争入札【総合評価型】実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、船橋市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価型」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、船橋市が発注する建設工事のうち、入札参加者が提案した施工計画及び入札参加者の施工能力等の入札金額以外の多様な要素（以下「施工計画等」という。）と入札金額を総合的に評価し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結する必要がある工事とする。

(公 告)

第3条 総合評価型による入札を行おうとするときは、船橋市建設工事等一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）の規定によるもののほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価型による入札を行うこと
- (2) 施工計画等の評価項目、評価基準
- (3) 落札者決定基準
- (4) その他総合評価型を行うために必要があると認める事項

(入札書及び施工計画等の提出)

第4条 入札書については、実施要領の規定による。

- 2 施工計画等の提出は、公告に定められた期間に提出するものとする。
- 3 施工計画等の提出後における内容の変更は認めない。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第5条 総合評価型による入札を行うときは、地方自治法施行規則第12条の4に規定する事項について、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとする。

- 2 学識経験者の意見を聴く場合は、船橋市一般競争入札【総合評価型】に関する学識経験者委嘱要領及び船橋市一般競争入札【総合評価型】に関する学識経験者意見聴取基準によるものとする。

(落札者決定基準)

第6条 施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として、

評価項目及び評価基準、落札者の決定方法、その他必要な基準を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準は、船橋市一般競争入札【総合評価型】に関する技術審査会設置要綱に定める技術審査会（以下「技術審査会」という。）において決定する。

（評価の方法）

第7条 評価は、標準点（100点）に入札者の施工計画等に係る評価の得点を基に算出した点数（以下「加算点」という。）を加えた点（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札金額で除した数値に100万を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）により行う。加算点は、施工計画等に係る評価の得点の合計を、施工計画等に係る評価の満点で除したものに、当該工事の加算点の満点を乗じて算出する（小数点第4位以下切り捨て）。

評価値＝技術評価点÷入札金額×1,000,000

技術評価点＝標準点＋加算点

加算点＝評価の得点の合計／評価の満点×加算点の満点

（施工計画等の審査）

第8条 施工計画等の審査については、技術審査会において行う。

（落札候補者の決定方法）

第9条 次の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

- (1) 入札金額が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 技術的要件を全て満たしていること。
- (3) 第2項に規定する低入札価格調査等において、契約の内容に適合した履行がされると認められたこと。

- 2 低入札価格調査実施要領に規定する価格を下回っているときは、低入札価格調査等を行う。

（施工計画の取り扱い）

第10条 施工計画は、その採否に係わらず返却及び公表はしない。

- 2 提出された施工計画について、その内容が一般的に使用されることとなった場合は、工業所有権等の排他的権利が設定されているものを除き、これを使用することができるものとする。

（施工計画等の履行の確保）

第11条 契約の締結にあたり、次の内容を総合評価型に係る特約条項として

工事請負契約書に記載する。

- (1) 受注者は、施工計画を提案した場合は、提案した施工計画のうち、落札候補者施工計画調査で履行すべきとした施工計画を履行するものとする。
 - (2) 受注者が提案した施工計画に係る設計変更は、原則として行わないものとする。
 - (3) 受注者は、評価細目の内容についてその履行に努めるものとする。
 - (4) 発注者は、受注者の責めにおいて施工計画等を履行しないと認める場合には、受注者の工事成績評定点を5点減ずるものとし、履行しない状況が悪質と認める場合には、受注者に対し船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行うものとする。
- 2 受注者が落札候補者施工計画調査で履行すべきとした施工計画が履行できない場合は、工事請負契約書の第47条を適用することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもの以外は、実施要領による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月５日から施行する。

週休2日制モニタリング工事
実施マニュアル（試行）
（営繕工事、プラント系工事）

令和7年4月

船 橋 市

目 次

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 対象工事
- 4 実施方法
- 5 積算方法等
- 6 成績評定
- 7 アンケートの実施
- 8 その他

1 目的

このマニュアルは建設業が取り組む「週休2日の定着」に向け、阻害要因の調査のために行う「週休2日制モニタリング工事（営繕工事、プラント系工事）」（以下、「モニタリング工事」という。）に関する必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

（1）週休2日

対象期間において、毎月、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。（月単位の現場閉所率が全て28.5%以上になった状態をいう。）

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間（例：12月29日～1月3日）、夏期休暇3日間（例：8月13日～8月15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。



（3）工事着手日

工期の始期日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量をいう。）に着手する日をいう。

（4）工事完成日

後片付け完了後、工事完成通知書を監督職員に提出する日をいう。

（5）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（6）4週8休

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（7）現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合で、現場閉所日数を対象期間日数で除した値（小数点以下第2位切り捨て）のことをいう。

3 対象工事

試行対象工事は、本市が発注する営繕工事、プラント系工事（土木工事以外）のうち、発注者が指定する工事とする。

4 実施方法

（1）契約

契約の締結にあたり、次の内容を週休2日制モニタリング工事に係る特約条項として、工事請負契約書に記載する。

受注者は、工事の施工に当たり、週休2日制モニタリング工事実施マニュアル（試行）（営繕工事、プラント系工事）に定める現場閉所率を達成するものとする。

(2) 契約後

- 1) 工事契約後、受発注者で速やかに協議を行い、対象施設特有の情報（施設行事、休館日等）を共有する。
- 2) 受注者は、上記協議後速やかに工事の全体の実施工程表を作成する。この実施工程表は週休2日を見込んだ工程とし、総合施工計画書に添付する。

(3) 工事着手後

- 1) 受注者は、「週休2日計画工程表」（様式2）を作成し監督職員に提出する。この「週休2日計画工程表」は月単位で提出するものとする。なお、受注者が任意の書式で「週休2日計画工程表」を作成する場合は、様式2を参考に「現場閉所計画日」、「対象期間」及び「現場閉所率」を記載するものとする。また、提出期限は、当初月は工事着手日までとし、それ以降は月初めの作業開始前までとする。
- 2) 受注者は、対象期間中やむを得ない理由により「週休2日計画工程表」に示した「現場閉所計画日」に作業を行う場合は、当初の「現場閉所計画日」から起算して前後14日以内に振替現場閉所日を設けることができる。振替現場閉所日を設ける場合は工事打合せ簿により監督職員と協議を速やかに行う。この振替現場閉所日は、当初の「現場閉所計画日」を含む月の現場閉所日数としてカウントし、現場閉所率を算出する。
- 3) 「週休2日計画工程表」に示した工程から大幅な変更が生じた場合は、その理由と変更後の工程について、受発注者で協議を行う。
- 4) 工程の変更理由が以下の①～④に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。
 - ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
 - ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
 - ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
- 5) 受注者は、毎月「現場閉所実績書」（様式3）を提出する。

5 積算方法等

- 1) 適正な工期を設定し、共通仮設費等の共通費の算定を行う。
- 2) 労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）についての補正は行わない。

6 成績評定

週休 2 日の現場閉所を行ったと認められる場合は、工事成績評定の加点および該当項目の追加を行う。ただし、明らかに受注者側に週休 2 日に取組む姿勢が見られなかった場合（4 週 6 休未満）については、点数を減ずる措置を行うものとする。

加点は、主任監督員の考査項目「創意工夫」にて行う。また、下記加点のほか、総括監督員及び主任監督員の工程管理にて適切に評価する。

減点は、総括監督員の法令順守にて行う。

定義	条件	加点・減点	月ごとの達成状況（例）			
			○月	○月	○月	○月
4 週 8 休	月単位の現場閉所率が全て 28.5%以上の場合	+2 点	4 週 8 休	4 週 8 休	4 週 8 休	4 週 8 休
4 週 7 休	月単位の現場閉所率が 1 回でも 28.5%未満 25.0%以上となった場合	+1 点	4 週 8 休	4 週 7 休	4 週 8 休	4 週 8 休
4 週 6 休	月単位の現場閉所率が 1 回でも 25.0%未満 21.4%以上となった場合	±0 点	4 週 8 休	4 週 8 休	4 週 6 休	4 週 8 休
上記以外	月単位の現場閉所率が 1 回でも 21.4%未満となった場合	-1 点	4 週 8 休	4 週 8 休	4 週 8 休	4 週 5 休

7 アンケートの実施

発注者がモニタリング工事に関するアンケート調査を実施する。受注者は工事完成検査後、2 週間以内に調査票を発注者へ提出する。なお、調査票については、監督職員から別途指示する。

8 その他

このマニュアルに定めのない事項については、監督職員と協議すること。